

「登録海上起重基幹技能者」の海上起重作業管理技士資格者証の取扱いについて

海上作業管理技士資格者証の取扱いについて

海上起重作業管理技士の方が登録海上起重基幹技能講習試験に合格されると、「海上起重作業管理技士資格者証」及び「登録海上起重基幹技能者講習修了証」の2枚の資格者証を保有することとなります。

登録海上起重基幹技能者の方が保有する海上起重作業管理技士資格者証の取扱いは次の通りとします。

- 1) 登録海上起重基幹技能者の方の更新講習会への受講申し込みは、「基幹技能者講習会」とします。(海上起重作業管理技士の更新講習会への申し込みはしない)
- 2) 登録海上起重基幹技能者の方が、資格取得後の第1回目(5年後)の基幹技能者更新講習会を受講した時に、登録海上起重基幹技能者講習修了証の更新に併せて、基幹技能者講習修了証の有効期限と同じ「海上起重作業管理技士資格者証」を発行します。
 - ① 5年の間に作業管理技士資格者証の有効期限切れとなっても、船団長の配置は登録海上起重基幹技能者講習修了証で対応
 - ② 旧資格者証は回収
- 3) 第1回更新時に両方の資格者証の有効期限を併せたことにより、2回目以降は基幹技能者更新時に、両方の資格者証を発行します。
- 4) 登録海上起重基幹技能者講習修了証は有効期限が切れると、失効します。失効後の翌年は救済措置として、更新講習会を受講することにより、有効期限は4年間となりますが、講習修了証を発行します。
- 5) 講習修了証を失効した方が、再度登録海上起重基幹技能者講習試験を受講する場合は、受講資格として「海上起重作業管理技士」資格保有者で、資格者証の有効期限内となっています。